判示事項

判決宣告後も勾留が続けられた場合においては、判決宣告日は、裁定通算の対象とはならない。

主

原判決を破棄する。

被告人を懲役一〇月に処する。

原審の未決勾留日数中八〇日を右本刑に算入する。

原審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検事大平要が差し出した静岡地方検察庁検察官検事渡辺薫名義の控訴趣意書に記載してあるとおりであり、これに対する答弁は弁譲人恒次史朗が差し出した答弁書に記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、これらに対して当裁判所は、次のように判断をする。

所論は、原判決には、刑法第二一条の規定の適用を誤り、いわゆる裁定通算をすることのできない未決勾留日数を本刑に算入した違法があつて、その違法が判決に 影響を及ぼすことが明らかであるから破棄されるべきであるというのである。

(裁判長判事 河本文夫 判事 宮後誠一 判事 清水春三)